

令和6年 第8回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和6年8月20日 午後6時30分			
開会日時	令和6年8月20日 午後6時30分			
閉会日時	令和6年8月20日 午後7時30分			
開催場所	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	富田信太郎	出席	教育部長 山中 昇 主幹兼上福岡西公民館長 内田 徳子
	2	茂井万里絵	出席	教育総務課長 内田 和明 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 井上 樹朗
	3	西山 幸吉	出席	学校教育課長 石川 聖徳
	4	吉野 榮	出席	学校給食課長 山崎 純
			社会教育課長 木村 裕之	
書記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数	0人
会 議 概 要				
議 事 等				
報告第25号	専決処理に関する報告について（財産の取得の追認について）			
報告第26号	専決処理に関する報告について（財産の取得の追認について）			
報告第27号	専決処理に関する報告について（財産の取得の追認について）			
報告第28号	専決処理に関する報告について（令和6年度ふじみ野市一般会計補正予算（第3号））			
報告第29号	専決処理に関する報告について（財産の取得について）			
報告第30号	公共施設の安全点検結果について			
報告第31号	なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について			
第33号議案	ふじみ野市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（可決）			
第34号議案	ふじみ野市学校施設の開放に関する要綱の一部を改正する告示（可決）			
(午後6時30分)	○開会の宣告			
教育長	ただ今から、令和6年第8回定例教育委員会会議を開会いたします。			
	○会議録の承認			
教育長	まず始めに、前回までの定例会及び臨時会の会議録の承認についてで			

	<p>す。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等がございますか。</p> <p>各委員 (確認事項なし)</p> <p>教育長 特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>教育長 それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。</p> <p>○教育長からの報告</p> <p>教育長 次に、報告をさせていただきます。</p> <p>(報告)</p> <p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等がございますでしょうか。</p> <p>各委員 (確認事項なし)</p> <p>○本日の議事</p> <p>教育長 それでは議事に入ります。</p> <p>本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項7件、議案2件です。</p> <p>○一括審議の確認</p> <p>教育長 議案等の審議に入る前に、委員の皆様には審議を円滑に進めるため、お諮りしたいことが1点ございます。</p> <p>報告第25号、第26号、第27号「専決処理に関する報告について(財産の取得の追認について)」は、関連した内容であるため一括して順にご説明させていただき、一括して質問を受けたいと思います。</p> <p>以上、よろしいでしょうか。</p> <p>各委員 (了承)</p> <p>教育長 それでは、そのように決定いたします。</p>
--	--

<p>教育長</p>	<p>○報告理由の説明</p> <p>それでは、教育部長から報告事項7件の報告理由の説明をお願いします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(報告理由の説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>○報告第25号、第26号、第27号</p> <p>それでは、冒頭でお諮りしましたとおり、報告第25号、第26号、第27号「専決処理に関する報告について（財産の取得の追認について）」を一括して、学校教育課長より報告をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>令和2年度、令和3年度及び令和6年度に購入した小・中学校の教師用教科書、指導書、教材、デジタル教科書につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する、予定価格2,000万円以上の財産の取得に該当していたにも関わらず、議会の議決を経ずに購入していたことが判明しました。</p> <p>そのため、当該手続を遡って有効なものとするべく、令和6年第3回市議会定例会において、当該契約について追認を求める議案を提出するため教育長による専決処理を行ったところでございます。</p> <p>なお、資料が現存する過去5年分の契約について確認し、判明した3年度分の財産の取得について追認を求めるところです。</p> <p>今後、同様の事態が生じないよう適正な事務処理を徹底し、再発防止を図ってまいります。</p>
<p>教育長</p>	<p>今後このようなことがないように、改めて各種法令に基づいて業務を進めてまいります。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>この報告の内容については、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(了承)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>○報告第28号</p>

<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>次に、報告第28号「専決処理に関する報告について（令和6年度ふじみ野市一般会計補正予算（第3号）」を教育総務課長より報告をお願いします。</p> <p>資料は、継続費補正、債務負担行為補正、歳出の順に課ごとに補正予算をまとめてあります。</p> <p>まず、継続費補正の社会教育課の「上福岡図書館大規模改修事業」についてです。</p> <p>後程、歳出でもご説明しますが、令和7年度に予定していたキュービクル工事が、令和6年度中に前倒しで実施でき、全ての工事が令和6年度中に完了することに伴い年割額を変更するものでございます。</p> <p>次に、債務負担行為補正、学校教育課の「外国語活動助手及び外国語指導助手活用事業」期間令和6年度～令和11年度、限度額383,350千円についてです。</p> <p>これは、外国語活動助手、いわゆるALTの委託期間が令和6年度で終了します。そのため、令和7年度から令和11年度の5年間を期間とする次期契約を令和6年度中に締結するにあたり、令和6年度の契約行為や準備行為を有効にし、将来の債務を担保する、債務負担行為を設定するものでございます。</p> <p>次に、歳出の学校給食課、「なの花学校給食センター管理運営事業」の補正額18,964千円と、「あおぞら学校給食センター管理運営事業」の補正額15,502千円の両センターの増額につきましては、本年度は、当初予算で物価高騰分として給食食材の材料費に10%分を上乗せし、公費負担としていましたが、想定を上回る食材価格の高騰により、10月から翌3月までの後期の6か月間につきましては、更に13%増額し、23%分を物価高騰分として公費負担とするものでございます。なお、この補正の増額対応によりまして物価高騰分の費用は、保護者に負担を求めずに済む形になります。</p> <p>続いて、社会教育課の「二十歳の集い事業」の31千円の増額については、本年10月1日からの日本郵便の郵便料金改定に伴い、「二十歳の集い」の案内状等の送付に係る費用を増額するための補正になります。</p>
--------------------------	---

	<p>続いて、社会教育課の図書館管理運営事業についてです。先程の継続費補正に関連しますが、当初、大規模改修工事は令和6年10月に仮開館出来るまでに本体工事は完了し、再開後、時間差で令和7年7月にキュービクルの改修工事を実施する2段階の工事を予定しておりました。</p> <p>キュービクル改修工事自体は、工期の前倒しにより年度内完了が出来ますが、当初、令和6年10月に仮開館できる予定の本体工事自体が、資材納期遅延等により、令和7年1月完了と工期延長となってしまいました。したがって、工期延長の3か月間、イオンタウンの臨時窓口等を延長する必要があり、その費用363千円を増額し、先程の令和7年度予定の工事費40,767千円と合わせて、41,130千円を増額するものとなります。</p> <p>なお、本補正予算は9月25日の議会最終日に採決が行われる予定でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。
茂井委員	債務負担行為補正について、外国語活動助手及び外国語指導助手活用事業の期間が令和6年度から令和11年度となっており、契約期間は、令和7年度から11年度ということでしたが令和6年度が期間に含まれているのは何故でしょうか。
教育総務課長	令和6年度中は、予算の支出自体はないのですが、契約行為等を令和6年度中に行うため、令和6年度も期間に含めているところです。
茂井委員	事業が6年度からというわけではなく事務的な手続きのためということでしょうか。
教育総務課長	そのとおりです。
教育長	ほかにご質問・ご意見はございますか。
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各課長	(了承)
教育長	ありがとうございました。

<p>教育長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>○報告第29号</p> <p>次に、報告第29号「専決処理に関する報告について（財産の取得について）」を学校教育課長より報告をお願いします。</p> <p>文部科学省では、令和6年度から令和10年度をGIGAスクール構想第2期と定めており、本市におきましては、第1期で整備し児童生徒に配布しているタブレット端末の適切な更新と予備機の整備が求められております。そのため、令和元年及び令和2年に整備した2,200台の更新及び予備機として、2,684台のタブレット端末を購入するものです。</p> <p>令和6年第3回市議会定例会において、財産の取得について議会の議決を求める議案を提出するため、教育長による専決処理を行ったところでございます。</p> <p>タブレット端末については、基本的には今までと同等のものでございますが、落下に伴う故障による修繕が多かったことから、今回は高さ1m程度から落としても壊れない丈夫なものを採用し、カバーやタッチペン等をセットで購入いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。</p>
<p>吉野委員</p>	<p>タブレットの更新ということですが、耐用年数的に使えるものについても全て廃棄処分するのでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>バッテリーの耐用年数は、5年程度となっているところですが、使用できるものについては、予備機として教育委員会でストックし、子供たちのタブレットを修繕する場合の代替機として使えるよう運用してまいります。</p>
<p>教育部長</p>	<p>令和元年及び令和2年に整備したタブレットですので、既に4～5年経っていますが、その中でバッテリーの劣化等があまりなく、支障なく使用できるものについて、予備機として使うことを計画しています。</p>
<p>吉野委員</p>	<p>是非、その方向でお願いしたいと思います。捨てるのではなく、予備機として使っていただけると良いなと思っていました。ありがとうございます。</p>

<p>教育長 各委員 教育長 各委員 教育長</p>	<p>います。 ほかにご質問・ご意見はございますか。 (なし) この報告の内容については、よろしいでしょうか。 (了承) ありがとうございました。</p>
<p>教員長 教育総務課長</p>	<p>○報告第30号 次に、報告第30号「公共施設の安全点検結果について」を教育総務課長より報告をお願いします。 本市では、平成18年7月31日に起きた、プール事故を風化させないとともに、公共施設での事故の未然防止を図るため、毎年7月25日から7月31日までの1週間を公共施設安全点検週間として、日常点検とは別に施設の一斉点検を実施しています。 この度、令和6年度の教育委員会の点検結果がまとまりましたのでご報告します。 点検する施設は、種類・用途ごとに1類から3類までに分類されています。 1類は、教育相談室や学校給食センター、西公民館、資料館などの11施設、2類は、小・中学校19校、3類は、東台金山公園展示施設と権現山古墳群史跡の森の2施設となっています。 次に「2の点検方法」については、施設点検表の項目に基づき、施設の外部や内部、各設備・備品等のそれぞれの点検項目について、破損、腐食、緩みがないかなど、目視や触診等により点検します。 不適箇所については、危険度をAとBの2区分で判定します。「A」は、危険なため使用中止とするもの、「B」は、概ね1年以内に是正が必要で、1年以内に修繕しないと施設使用に著しい支障をきたす。と判断されるものとなっています。 3の点検結果を御覧ください。点検結果として、今年度は、各施設において、A評価はなく、B評価が1件となっております。 B評価の状況は、次頁の報告書、その次の頁の状況写真をご覧ください</p>

	<p>い。</p> <p>B評価の該当項目は、福岡河岸記念館の外構の石垣でございます。</p> <p>河岸記念館は、建物地盤の水平を維持するため、石垣、擁壁により盛り土の様な意味合いで、周囲3方を囲い、高さ4mから5mの高さで、幅がそれぞれ、約23m、約20m、約15mの幅で、囲われており、石垣については、明治時代に設置されたものと推定され、約100年が経過しているものとなっています。</p> <p>今回、剥落と亀裂が見られた東側の石垣は、昭和63年度に石垣の裏に鉄筋コンクリートの擁壁を設置し積み石をモルタルで固定する修繕を実施しておりますが、工事後37年が経過し、石自体の劣化の進行が見られ、石垣全体のうち約4つの積み石に亀裂が入っている状況にあります。</p> <p>今年の7月11日の点検の際に石垣の隙間から生えている、雑草を除去したところ、積み石の表面が剥落してしまった状況にあります。</p> <p>そのため、緊急対応として、周辺に人が近づかないよう、カラーコーン及びポールにより、立入禁止の措置を講じるとともに、駐車場の車についても別の場所に移動していただくようご協力いただいたところでございます。</p> <p>また、今後の対応としては、他の箇所の石垣や擁壁についても状態が不明のため、早急に劣化度や修繕方法等に係る緊急調査を行い、報告書に基づく修繕等を実施する予定でございます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>今、教育総務課長から説明があった石垣については、昭和60年代に石垣の裏にコンクリートの擁壁を入れたのですが、状況確認のため、早急に調査を行い、必要な修繕を実施し、安全対策を施してまいります。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。</p>
教育長	
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。

<p>教育長</p> <p>学校給食課長</p>	<p>○報告第31号</p> <p>次に、報告第31号「なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について」を学校給食課長より報告をお願いします。</p> <p>なの花学校給食センターは、建物の設計から建築、そして建物完成後の維持管理や給食提供、配送業務といった運營業務について民間活力を生かし、15年間のPFI事業で実施しています。</p> <p>評価項目は44項目、評価区分は下の方に解説がありますように1～5の5段階です。仕様書にあたります「要求水準書」を満たしていれば3、それ以上のパフォーマンスがあれば4又は5、標準以下であれば2又は1となっています。これらの評価に対し、3以外のものにつきまして、上から順にご説明申し上げます。</p> <p>まず、「維持管理業務 建築設備・厨房機器等保守管理業務」におきましては、電気自動車の配備に伴う充電設備の設置を実施していただいたのですが、その際、当初予定していた設置場所より、同じ金額でより使い勝手の良い事務所に近い駐車場スペースまでの動線を再検討していただきましたので、評価を4としました。</p> <p>また、「維持管理業務 外構維持管理業務」では、人の手で除草していた箇所の一部に防草シートを張り雑草繁殖対策をおこなったことと、降雪の際に出勤時間を早めて除雪作業を実施していただきましたので、評価を4としました。</p> <p>同じく「維持管理業務 環境衛生・清掃業務」では、通年に渡り、鳥害対策を実施していただきましたので、評価を4としました。</p> <p>続きまして、「運營業務」の「給食調理業務 和え物調理」では、令和5年11月17日の配食におきまして、針金状の異物の混入がありましたので評価を2としました。こちらは、センターでソテーに入れるホールコーンの缶の蓋を缶切り機で開けた際、1か所切断面にいびつな形があり、そこから切りくずが生じたことが分かりました。SPC内で缶切り機の適切な使用方法を指導・周知し、再発防止を促しました。</p> <p>その下、「アレルギー対応食調理」につきましては、令和5年12月18日の三角小学校配送時、アレルギー対応食のカゴの名札とランチジ</p>
--------------------------	--

ヤーの名札を誤ったクラスに着け間違えたことから、評価を2としました。配食の際に、複数の者で学校、クラス、氏名を確認すべきところ、見落としがあったことから生じたものです。確認行為が形骸化していることを指摘し、ダブルチェックの徹底をするよう指導しました。なお、教職員等による確認により、正しく提供を行っております。

次に「運營業務 給食配送・回収業務」の「全般」でございますが、令和5年6月1日に西小学校正門付近で工事があり道路が通行不可になっていた際、別の門へまわり遅れることなく配送をしたこと、令和6年2月6日の降雪の際に、配送出発時間を前倒しし、給食の開始時間に遅れることのない配送を実施して頂いたことから、評価を4としました。

次の「従事者の行為に対する責任」につきましては、令和6年1月30日に、大井小学校のアレルギー対応食が福岡小学校に配送されたこと、また、2月2日に西小学校の門扉に配送車を接触させてしまったこと等から、評価を2としました。これは、調理員がアレルギー対応食を大井小と福岡小で入れ違えてコンテナに置いたこと、ドライバーがコンテナを積み込む際に学校名の確認が不十分だったこと、西小学校での事故は、門扉前に工事車両4台があり、そちらに気を取られていたことが原因でございます。積み込む際の学校名確認の徹底と、難しい進入はしないよう指導しました。

最後に、「市との密な連携」になりますが、備考欄にあるような行政事業への御協力をいただきましたので、評価を4としました。

総合評価につきましては、44項目の評価点合計は134点、1項目あたり平均3.05となりましたので総合評価は3と致しました。

アレルギー対応の誤りについては、重要な事故に繋がりますので、12月に指導させていただいたのですが、現場の複数の人間でやることで、繰り返し意識を持ってもらう必要があります。1月にも、直接総括担当者に指導致しました。引き続き、強く指導を続けていきたいと思っております。

教育長

絶対に起こしてはならないことですので、意識だけではなく、システムの見直しを図っていきたいと思います。

ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がござい

茂井委員	<p>ましたらお願いします。</p> <p>アナフィラキシーが起こり、死亡に繋がる重大な事故だと思います。調理員と配送員のダブルチェックが抜けてしまったのは由々しき問題で、保護者にとっても放っておけない事案だと思います。口頭での申し送りだけでなく、紙での申し送りですとか、形としてチェックした事を残していくようなことを考えていただきたいと思います。</p>
学校給食課長	<p>私も重大な事案であると理解しておりますので、チェックの仕方や体制について、システム的な面に対応を考えていきたいと考えております。</p>
教育長	<p>最終的には、学校で誤りを発見して事なきを得ているところではありますが、やはり発送側のシステムで間違いがないよう見直しを図ってきたいと思います。</p>
学校給食課長	<p>発送する際には、それぞれのカゴに学校名が入っており、配膳室や学校の段階で最終チェックはできますが、やはり配送する側の責任とし誤って配送する事が無いよう引き続き指導、改善を行っていききたいと思えます。</p>
教育長	<p>ほかにご質問・ご意見はございますか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>この報告の内容については、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(了承)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>○提案理由の説明</p>
教育長	<p>次に議案の審議に移ります。</p>
教育部長	<p>それでは、教育部長から議案2件の提案理由の説明をお願いします。</p> <p>(提案理由の説明)</p>
	<p>○第33号議案</p>
教育長	<p>それでは、第33号議案「ふじみ野市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」の説明を社会教育課長よりお願いします。</p>
社会教育課長	<p>本市では、学校体育施設である体育館、武道場などを学校教育に支障</p>

	<p>のない範囲で市民やスポーツ団体などに開放し利用していただいております。</p> <p>今般、中学校の武道場に空調設備を新たに整備いたしましたので、すでに整備済みの小中学校体育館と同様に、武道場で空調設備利用の際の利用料を新たに定めたことから規則の一部の改正をお願いしたいものでございます。</p> <p>改正文をご覧ください。</p> <p>今回の改正趣旨である武道場の空調設備利用時の1時間当たりの利用料の額、いわゆる利用料金につきまして、本規則第7条第2項に新たに規定いたしました。</p> <p>空調利用料金につきましては、すでに体育館が時間当たり500円と規定しております。武道場は体育館より施設規模が小さいことや、空調利用時に係る電気料金などを想定した結果、時間当たり250円と設定させていただきたいものでございます。</p> <p>今回の改正では、利用料金を規定したほか、これまでは体育館のみの空調利用券の様式を様式7号として定めておりましたが、体育館と武道場の利用券の様式を別々に定め、武道場は様式第8号として新たに定めるものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>第33号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(賛成)</p> <p>賛成総員と認め、第33号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>○第34号議案</p> <p>次に、第34号議案「ふじみ野市学校施設の開放に関する要綱の一部を改正する告示」の説明を学校教育課長よりお願いします。</p> <p>令和6年9月以降の学校体育施設開放の変更に併せて、教育活動中に</p>
教育長	
各委員	
教育長	
各委員	
教育長	
教育長	
学校教育課長	

	<p>おける一部中学校の武道場等を開放するため、規定の整備を行うものです。</p> <p>改正内容としましては、これまでの要綱では、開放する学校施設を条文中で規定しておりましたが、「ふじみ野市学校体育施設の開放に関する規則」と同様に、教育委員会において開放する学校・施設を決定のうえ、公表する方法に改めるものです。</p> <p>また、併せて施設の使用者が空調設備を利用した場合、空調設備利用料の負担を求める規定を設け、利用料については、武道場は1時間あたり250円、特別教室等は100円をご負担いただくものです。</p> <p>なお、9月1日の施行を予定しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
吉野委員	利用の申し込み等は、各学校の事務室で行うのでしょうか。
学校教育課長	事務室で行います。
吉野委員	利用料金の支払いは、どのように行うのでしょうか。
学校教育課長	使用者の方から提出されました空調設備利用報告書を、教育委員会の方で確認のうえ使用者の方へ納入通知を郵送し、指定の金融機関に納入していただく形でございます。
教育長	ほかにご質問はございますか。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。
	第34号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第34号議案は、原案のとおり決定いたします。
	以上で、議案の審議を終了します。
	○各課からの報告
教育長	次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。
各課長	(報告)

教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>○次回の日程等</p>
教育長	<p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、令和6年9月24日(火) 午後6時30分から、会場は第2 庁舎3階B301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いた すが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とし ます。</p>
各委員	<p>(了承)</p> <p>○閉会の宣告</p>
教育長	<p>以上で、令和6年第8回定例教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
(午後7時30分)	